

# ● 地域密着型サービス (原則として、住民票がある市区町村の地域密着型) サービスのみ利用できます

## 住み慣れた地域で利用する

### 夜間対応型訪問介護

※要支援1・2の人は利用できません。

夜間でも安心して在宅生活が送れるように、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。

- 利用者負担のめやす (オペレーションセンターを設置している場合)

#### 要介護1~5

基本夜間対応型訪問介護	1,025円/月
定期巡回サービス	386円/回
随時訪問サービス	588円/回



### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

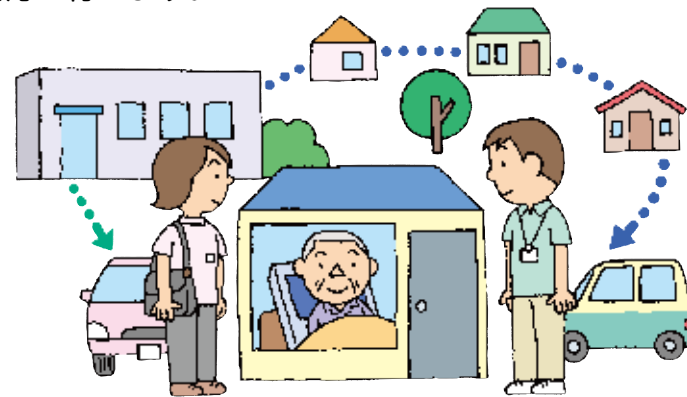
※要支援1・2の人は利用できません。

訪問介護と訪問看護が連携し、日中・夜間を通じて定期的な巡回による訪問と、通報などによる随時の対応を行います。

- 利用者負担のめやす (1か月) (一体型・訪問看護サービスを行う場合)

#### 要介護1~5

要介護1	8,312円
要介護2	12,985円
要介護3	19,821円
要介護4	24,434円
要介護5	29,601円



### 地域密着型通所介護

※要支援1・2の人は利用できません。

定員が18人以下の小規模な通所介護事業所で、介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行います。

- 利用者負担のめやす (7時間以上8時間未満の場合)

#### 要介護1~5

要介護1	750円
要介護2	887円
要介護3	1,028円
要介護4	1,168円
要介護5	1,308円



### 小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊を組み合わせた多機能なサービスを行います。

- 利用者負担のめやす (1か月)

#### 要介護1~5

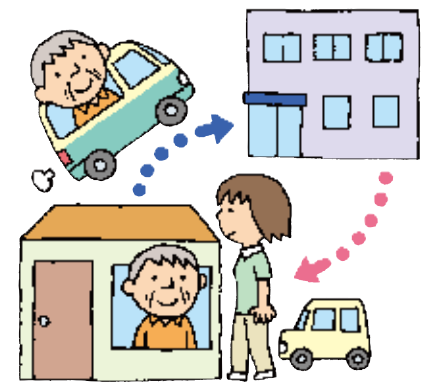
要介護1	10,423円
要介護2	15,318円
要介護3	22,283円
要介護4	24,593円
要介護5	27,117円

#### 要支援1・2

要支援1	3,438円
要支援2	6,948円

※このサービスを利用している間は、次のサービスが利用できません。

- 訪問介護 ● 訪問入浴介護
- 通所介護・通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護・短期入所療養介護 ● 特定施設入居者生活介護
- その他の地域密着型サービス



### 看護小規模多機能型居宅介護

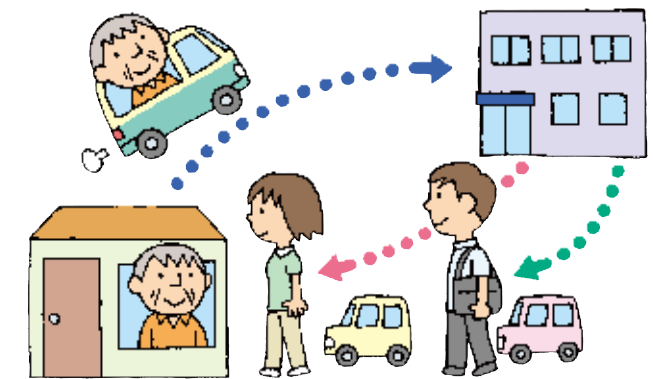
※要支援1・2の人は利用できません。

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護を行います。

- 利用者負担のめやす (1か月)

#### 要介護1~5

要介護1	12,438円
要介護2	17,403円
要介護3	24,464円
要介護4	27,747円
要介護5	31,386円



### 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

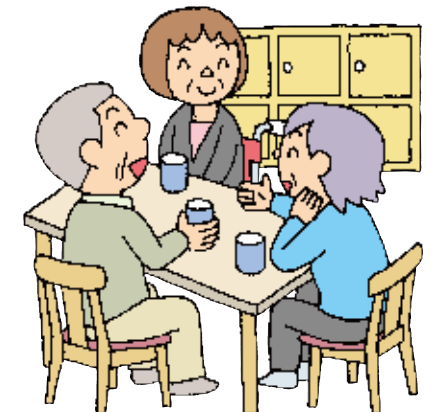
※要支援1・2の人は利用できません。

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行います。原則として要介護3~5の人が対象です。(要介護1・2の人は特例入所が認められた人のみ利用できます。)

- 利用者負担のめやす (1日)

#### 要介護1~5

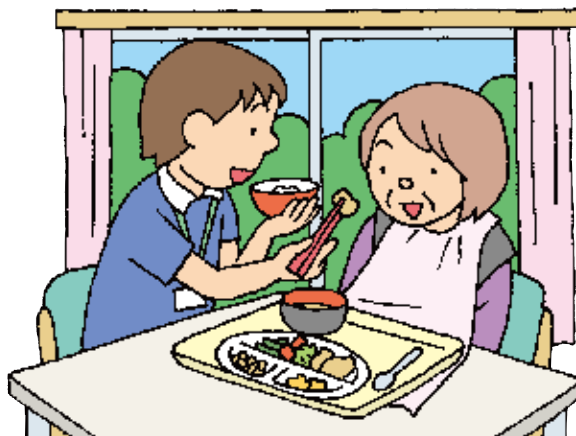
	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	582円	582円	661円
要介護2	651円	651円	730円
要介護3	722円	722円	803円
要介護4	792円	792円	874円
要介護5	860円	860円	942円



## 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどに入居している人に、介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行います。

※要支援1・2の人は利用できません。



### 利用者負担のめやす (1日)

#### 要介護1~5

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

## 認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に、食事や入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練など専門的なケアを日帰りで行います。

### 利用者負担のめやす (単独型・7時間以上8時間未満の場合)

#### 要介護1~5

要介護1	992円
要介護2	1,100円
要介護3	1,208円
要介護4	1,316円
要介護5	1,424円

#### 要支援1・2

要支援1	859円
要支援2	959円



## 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症の人を対象に、共同生活する住宅で食事や入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行います。

※要支援1の人は利用できません。

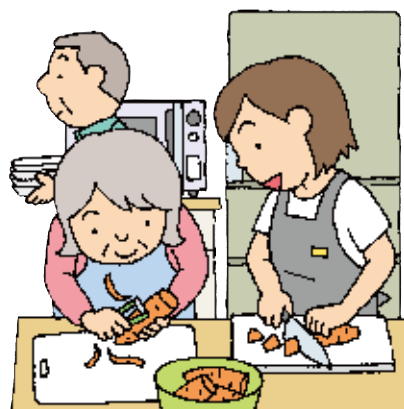
### 利用者負担のめやす (ユニット数1の場合・1日)

#### 要介護1~5

要介護1	764円
要介護2	800円
要介護3	823円
要介護4	840円
要介護5	858円

#### 要支援2

要支援2	760円
------	------



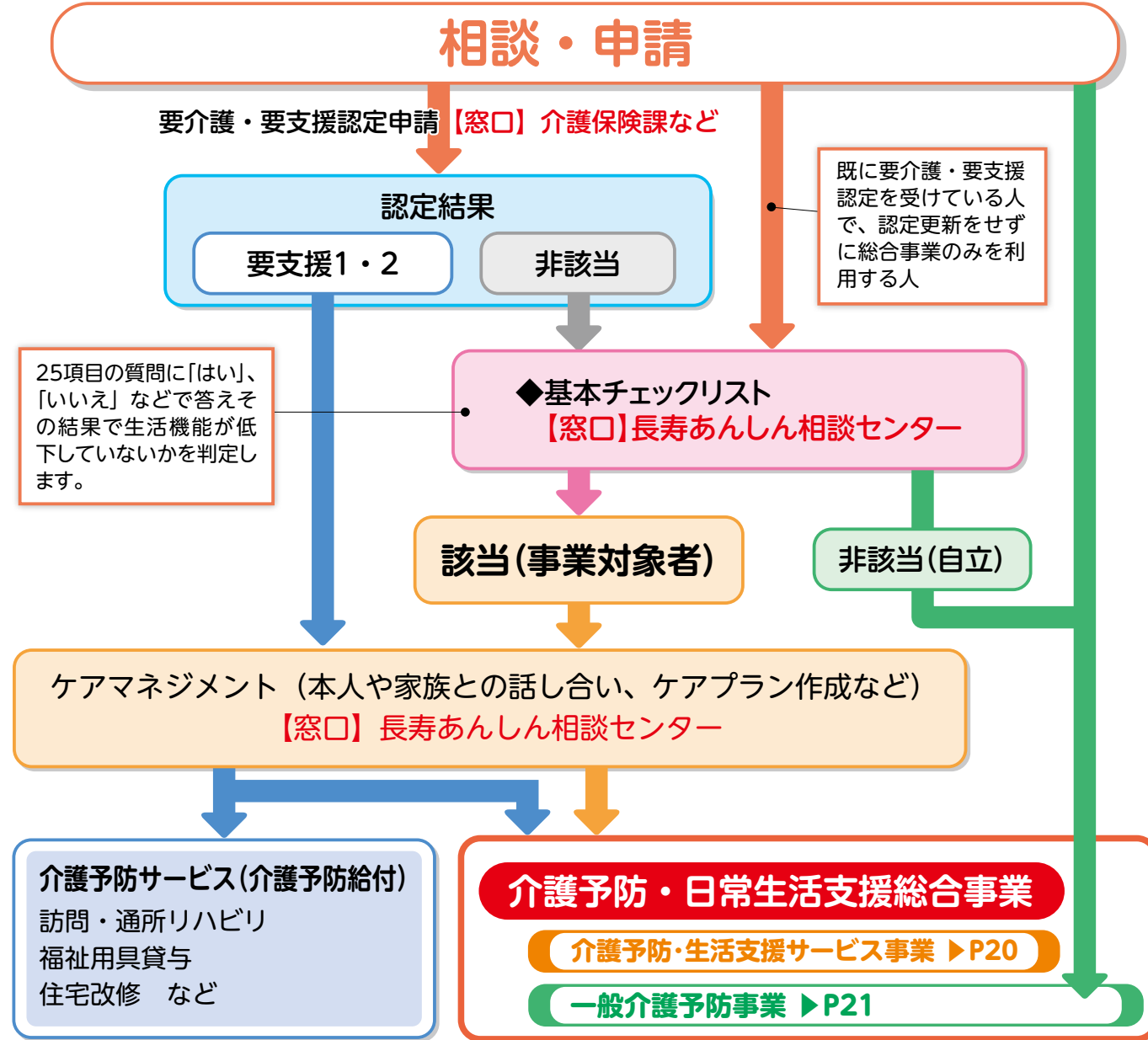
## ●地域支援事業

# 介護予防・日常生活支援総合事業を利用しましょう

介護が必要な状態になることを予防するために、運動などの生活機能低下がある人を対象に、介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。

(\*生活機能とは：移動や外出、人づきあいなど、高齢者が自立して生活するのに必要な能力)

## 総合事業の利用までの流れ



総合事業の利用に関するご相談は、  
長寿あんしん相談センターへ！ (P35)




## 介護予防・生活支援サービス事業

### 対象者



- 要支援1・2の人
- 事業対象者（生活機能の低下がみられる人）

利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています（一定以上所得者の場合は2割または3割負担になります）。また、予防型訪問介護及び予防型通所介護は、利用する事業所ごとの職員の専門性や配置、業務の特性に応じた費用が加算される場合があります。

### 訪問型サービス

名称	サービス内容	利用者負担のめやす
予防型訪問介護	生活援助 ・調理、洗濯、掃除の支援など 身体介護 ・食事、入浴、排せつの介助など	週1回程度 1か月 1,176円 週2回程度 1か月 2,349円 週2回程度を超える※1 1か月 3,727円
生活支援型訪問介護	生活援助 ・調理、洗濯、掃除の支援など  市の研修修了者も従事する場合があります	週1回程度 1か月 929円 週2回程度 1か月 1,858円 週2回程度を超える※1 1か月 2,787円
訪問型住民主体サービス	生活援助 ・調理支援、ゴミ出し、買物など ボランティア団体による支援です 詳しくはP22をご覧ください	※利用料金（利用者負担金）は、各団体により異なります
訪問型個別支援	閉じこもり、認知症、うつ予防に関する保健師による個別支援	※利用にかかる自己負担はありません
口腔機能向上・栄養改善 <small>各1時間程度</small>	訪問による口腔機能向上・栄養改善のための個別支援	口腔 1回 250円※2 栄養 1回 250円※2※3

### 通所型サービス

名称	サービス内容	利用者負担のめやす
予防型通所介護 <small>主に6～7時間程度</small> ※半日もあります。	食事などの基本的サービスや生活行為向上のための支援など 	要支援1、事業対象者 1か月 1,672円 要支援2、事業対象者 1か月 3,428円 ・送迎、入浴含む ・食費は別途自己負担
ミニデイ型通所介護 <small>3時間程度</small>	日常生活上の支援や運動・レクリエーション 市の研修修了者も従事する場合があります	要支援1、事業対象者 1か月 1,315円 要支援2、事業対象者 1か月 2,630円 ・送迎、入浴含む ・食費は別途自己負担
運動型通所介護 <small>2時間程度</small>	運動器の機能向上のための支援	1回 343円 ・送迎を含む
口腔機能向上・栄養改善 <small>各1時間程度</small>	口腔機能向上・栄養改善のための個別支援 	口腔 1回 250円※2 栄養 1回 250円※2※3

- ※1 要支援1の人は利用できません。  
※2 費用は負担割合にかかわらず、一律1回250円です。  
※3 別途調理材料代が発生する場合があります。

## 一般介護予防事業

### 対象者

- 65歳以上のすべての人

### よかよか元気クラブ

住民が主体となって概ね週1回活動する集まりで、住み慣れた身近な地域で「鹿児島よかよか体操」を中心とした健康づくりを行います。



### お達者クラブ

地域の公民館等で、体操や健康講座、創作活動などの介護予防活動を行います。



### 健康教育

認知症予防やフレイル予防など、介護予防や生活習慣病予防について、健康教育を行います。

### 健康相談

心身の健康や介護予防などに関して、医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士などの専門職が個別の相談に応じます。



### 一般介護予防(口腔・栄養・運動)複合教室

高齢者の介護予防のため、口腔機能向上・栄養改善・運動器機能向上を一体化した複合型教室を開催します。

### 高齢者いきいきポイント

鹿児島市社会福祉協議会が募集・管理するボランティア活動等や健康診査の受診に対して換金等が可能なポイントを付与することで、高齢者の生きがいづくりや介護予防を推進します。  
(ただし、要支援・要介護認定を受けていない方が対象となります。)

### 総合事業についてよくある質問

**Q** 「事業対象者」は、総合事業以外の介護保険サービス（訪問・通所リハビリや福祉用具貸与など）を利用できますか？

**A** 総合事業以外の介護保険サービスは利用できません。  
総合事業以外の介護保険サービスを利用する場合は、要介護・要支援認定が必要となります。



## 訪問型住民主体サービス

- 訪問型住民主体サービスは、市の「支えあい活動補助金」を受けたボランティア団体が行う調理や洗濯、掃除などの生活援助です。
- 団体によって支援内容は様々であり、他のサービスでは利用できない、庭の草取りや外出付添いなどの支援を実施する団体もあります。
- 各団体の活動内容や地域等は、市のホームページでご覧になれます。





### 支えあい活動補助金について

高齢者を地域全体で支える体制づくりを進めるため、要支援者等の生活援助を行うボランティア団体に対して補助金を交付しています。

- 対象団体：ボランティア活動として要支援者等の生活援助を行う団体
- 対象活動：調理、洗濯、掃除、ごみ出し、買い物、外出付添いなど
- 対象経費：利用者との調整を行う者の人件費、事務所借上料、保険加入料、ボランティア活動従事者に対する活動奨励金など
- 補助金額：補助対象経費の範囲内で1団体当たり年間50万円を上限に交付

※訪問型住民主体サービスを利用したい方や、支えあい活動補助金を活用したい団体の方は、長寿あんしん相談センターにご相談ください。

## 認知症の人と家族を支える取組

主な取組	内容
① 認知症等見守りメイト (認知症等見守りメイト養成講座)	認知症等見守りメイト(ボランティア)が、認知症の人や認知症と思われる高齢者等の見守りや声かけ、話し相手等を行います。ご利用には、申し込みが必要です。 認知症等見守りメイトとして活動したい人は、養成講座(1.5日の講義と0.5日の実習)を受講して頂きます。
② 認知症介護教室	認知症の人の介護をしている家族や認知症の人の介護について学びたい人のための講座です。家族同士が交流できる時間もあります。
③ 認知症初期集中支援チーム	認知症が疑われる人または認知症の人で、医療や介護サービスを受けていない人や中断している人に対して、専門職のチームが本人及びその家族に関わり、早期診断・対応に向け、医療・介護サービス利用や介護負担軽減などのサポートを行います。
④ 認知症おかえりサポートシステム 	市のLINE公式アカウントを活用し、認知症などにより行方不明となった事前登録者の情報を協力サポーターに配信することで、行方不明者の早期発見につなげます。 ・事前登録のおすすめ! 行方不明になる前に… 「家族が行方不明になったら心配」という人は、認知症支援室または、長寿あんしん相談センターまでお問い合わせください。
⑤ 認知症介護の電話相談 (認知症の人と家族の会)	介護の不安や悩み、仕方などについての相談が無料でできます。 ・電話番号：099-257-3887 ・相談日時：月～金 ※祝日・年末年始を除く 10時～16時
⑥ 認知症カフェ 	認知症の人や家族、地域の人など、どなたでも集える場所で、気軽に相談等ができます。市内には28か所(令和5年3月末)のカフェがあります。(カフェの情報は市のホームページからご覧になれます。)

※①～③の詳細は長寿あんしん相談センター本部(電話番号813-1040)もしくは各センター(P35)に、④～⑥の詳細は認知症支援室(電話番号808-2805)にお問い合わせください。

## ●サービスを利用するとき

# サービス費用のめやす

### 利用者の負担は、原則として費用の一部を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、サービス事業者がサービス費用の利用者負担の割合分を支払います。

■利用者負担の割合(3割、2割負担は①②を両方満たす場合)

3割	①本人の合計所得金額※1が220万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額※2」が ・単身世帯=340万円以上 ・2人以上世帯=463万円以上
2割	3割の対象とならない人で ①本人の合計所得金額※1が160万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額※2」が ・単身世帯=280万円以上 ・2人以上世帯=346万円以上
1割	上記以外の人

※1「合計所得金額」は「地方税法に規定される合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」となります。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除します(控除後の金額が0円を下回る場合は0円とします)。

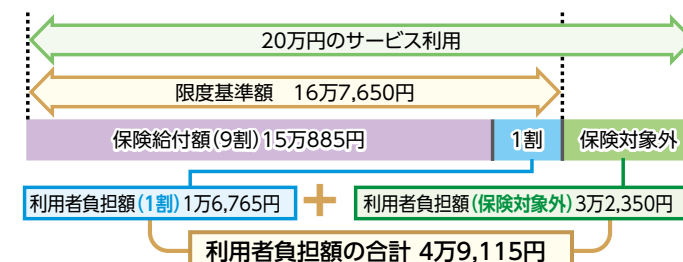
※2「公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額」に給与所得が含まれる場合は、当該給与所得の金額(租税特別措置法第41条の3の3第2項に該当する場合は所得金額調整控除前の金額)から10万円を控除します(控除後の金額が0円を下回る場合は0円とします)。

## 居宅(在宅)サービス

### 介護保険で利用できる額には上限があります

介護保険では、要介護状態区分等に応じて保険対象の上限額(区分支給限度基準額)が決まっています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担の割合に応じた負担ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

例) 要介護1(限度基準額16万7,650円、利用者負担1割)の人が、20万円のサービスを利用した場合



### 限度基準額が適用されないサービス

#### 要支援1・2の人のサービス

- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
- 特定介護予防福祉用具販売 ●介護予防住宅改修費支給

#### 要介護1～5の人のサービス

- 居宅療養管理指導 ●特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 特定福祉用具販売 ●住宅改修費支給

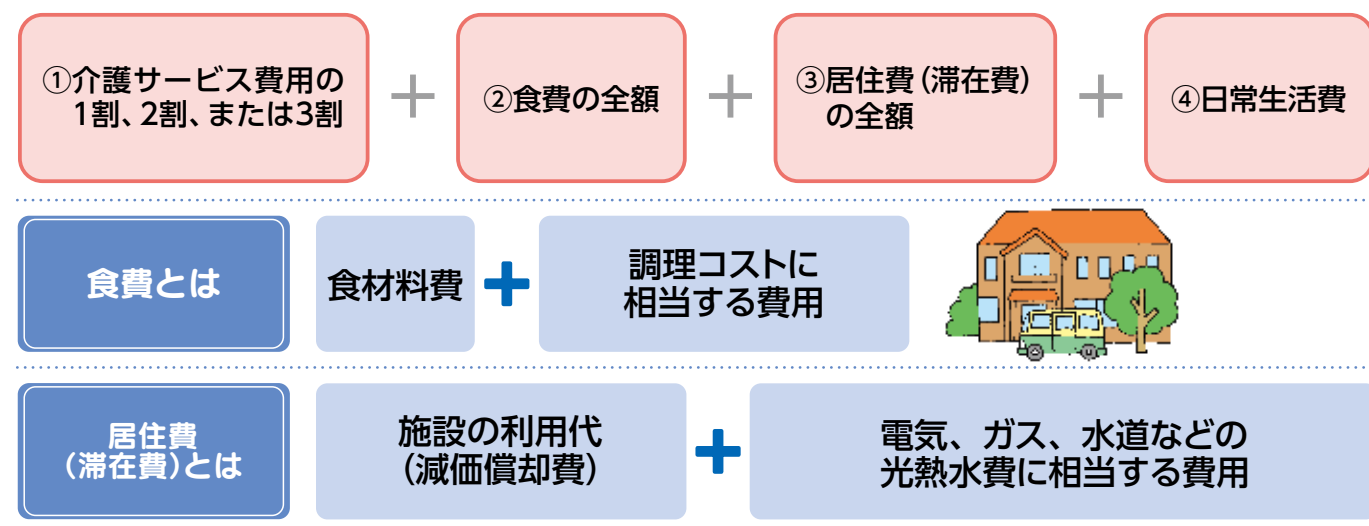
### ◆主な居宅(在宅)サービスの限度基準額

要介護状態区分等	1か月の限度基準額
要支援1(事業対象者)	5万 320円
要支援2	10万5,310円
要介護1	16万7,650円
要介護2	19万7,050円
要介護3	27万 480円
要介護4	30万9,380円
要介護5	36万2,170円

※上記の限度基準額は標準地域のケースで、人件費等の地域差に応じて加算が行われます。

## 施設サービス

施設サービスを利用した場合の利用者負担額は、①介護サービス費用の1割、2割、または3割、②食費の全額、③居住費（滞在費）の全額、④理美容代などの日常生活費などになります。



### 食費と居住費（滞在費）のめやす（基準費用額）

施設でサービスを利用する際の食費と居住費（滞在費）の平均的な額を基準費用額として設定しています。ただし、実際に負担する額は、施設と利用者との契約によって決められます。

基準費用額	1日当たりの居住費（滞在費）				1日当たりの食費
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
	2,006円	1,668円	1,668円 〔介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,171円〕	377円 〔介護老人福祉施設と短期入所生活介護は855円〕	1,445円

### 施設サービスの利用額（1か月を30日、食費・居住費（多床室）を基準費用額と同額、P14、15の平均費用の1割負担として考えた場合）

※100円未満切り捨て

種類	平均介護サービス費用額 （1か月当たり）	日常生活費などを除く 利用者負担額（①+②+③）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	213,100円	90,300円
介護老人保健施設（老人保健施設）	268,400円	81,500円
介護医療院	333,700円	88,000円
介護療養型医療施設（療養病床等）	279,900円	82,600円

※施設や要介護状態区分に応じた介護報酬により利用額は異なります。

## 所得の低い人は負担が軽減されます

所得の低い人に対しては、自己負担の限度額が設けられています。限度額を超える人については申請をすることにより、特定入所者介護サービス費として介護保険から給付されます。

### 軽減の対象となる人

利用者負担段階	対象者	
	所得の状況	預貯金等資産要件
第1段階	● 老齢福祉年金受給者で世帯（世帯を分離している配偶者や内縁関係の方を含む。以下同じ）全員が市町村民税非課税の人 ● 生活保護を受給している人	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	● 世帯全員が市町村民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金（障害年金、遺族年金）収入額の合計額が80万円以下の人	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①	● 世帯全員が市町村民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金（障害年金、遺族年金）収入額の合計額が80万円超120万円以下の人	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②	● 世帯全員が市町村民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金（障害年金、遺族年金）収入額の合計額が120万円超の人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

● 上記に該当しない場合でも、高齢者夫婦世帯等で一方が施設に入所し（ショートステイは除く）、食費・居住費を負担することにより、他の世帯員が生計困難となる場合には、一定の要件を満たせば第3段階②に変更できる場合があります。

● 第2号被保険者の人は、段階にかかわらず預貯金等資産要件は単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下となります。

● 「合計所得金額」とは、収入から必要経費を控除した金額のことで、基礎控除や扶養控除、医療費控除などの所得控除をする前の金額です。土地・建物の譲渡所得がある場合には、この合計所得金額から特別控除額を差し引いた金額になります。また、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得の金額（租税特別措置法第41条の3の3第2項に該当する場合は、所得金額調整控除前の金額）から、10万円を控除します（控除後の金額が0円を下回る場合は0円とします）。

● 対象となるサービスは、「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」「介護医療院」「（介護予防）短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）」「地域密着型介護老人福祉施設」です。

### 申請により、基準費用額（P24）が下表の限度額までの自己負担となります

#### 利用者負担限度額（日額）

利用者負担段階	1日当たりの居住費（滞在費）				1日当たりの食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	820円	490円	490円 〔介護老人福祉施設と短期入所生活介護 320円〕	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	490円 〔介護老人福祉施設と短期入所生活介護 420円〕	370円	390円	600円
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円 〔介護老人福祉施設と短期入所生活介護 820円〕	370円	650円	1,000円
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円 〔介護老人福祉施設と短期入所生活介護 820円〕	370円	1,360円	1,300円

※基準費用額と負担限度額の差額は、特定入所者介護（介護予防）サービス費として事業者へ給付されます。

### 負担限度額認定を受けるためには、申請が必要です

軽減を受けるためには申請が必要となります。軽減が認められると「介護保険負担限度額認定証」が交付されますので、サービスを利用するときに事業者へ提示してください。

また、負担限度額認定は毎年更新の手続きが必要です。引き続き負担限度額認定を利用する場合は、認定証の有効期間を確認して申請の手続きをおこなってください。



## 負担が高額になったとき

### ①介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担（1割、2割、または3割）の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。

※介護保険の窓口で「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。



### ■利用者負担の上限(1か月)

利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)
●課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円
●課税所得380万円(年収約770万円)以上～同690万円(同約1,160万円)未満	93,000円
●上記区分以外の市町村民税課税世帯	44,400円
●市町村民税非課税世帯	24,600円
●公的年金等に係る雑所得金額を除いた合計所得金額※および課税年金収入額の合計が80万円以下の人	15,000円(個人)
●高齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
●生活保護の受給者	15,000円(個人)
●利用者負担を1万5,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円

※「合計所得金額」とは、収入から必要経費を控除した金額のことで、基礎控除や扶養控除、医療費控除などの所得控除をする前の金額です。土地・建物の譲渡所得がある場合には、この合計所得金額から特別控除額を差し引いた金額になります。また、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得の金額（租税特別措置法第41条の3の3第2項に該当する場合は、所得金額調整控除前の金額）から、10万円を控除します（控除後の金額が0円を下回る場合は0円とします）。

### ②介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。

介護保険と医療保険のそれぞれ月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。



### ■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額<年額/8月～翌年7月>

所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満の人が いる世帯	所得区分	70～74歳の人が いる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける人が いる世帯
901万円超	212万円	課税所得 690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得 380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得 145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
市町村民税 非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

## 低所得者に対する利用料減額

### 国の特別対策

#### 1 障害者などの訪問介護等利用者に対する支援措置

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当者として利用者負担額のなかった人が、介護保険制度の適用となり訪問介護・夜間対応型訪問介護を利用する場合、利用者負担額が全額免除されます。

#### 2 社会福祉法人等による利用者負担の軽減

世帯全員が市町村民税非課税で、一定の要件を満たす生計が困難な人が、社会福祉法人等が提供するサービス、訪問介護・通所介護（介護予防）短期入所生活介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・看護小規模多機能型居宅介護・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護（介護予防）認知症対応型通所介護（介護予防）小規模多機能型居宅介護・介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・鹿児島市における予防型訪問介護・予防型通所介護を利用する場合、原則として利用者負担額の4分の1（生活保護受給者については、一部サービスの利用者負担額の全額）が軽減されます。

### 鹿児島市の対策

#### 1 訪問介護等利用者負担の助成

- ①生計中心者が所得税非課税である世帯に属し、令和4年度現在において国の経過措置対象者として認定されていた人が、訪問介護等※を利用する場合、利用者負担額の2分の1が助成されます。
- ②生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給者や①の国の経過措置対象者は除く）で令和4年度現在において助成対象者として認定されていた人が訪問介護等※を利用する場合、①に準じて利用者負担額が助成されます。
- ③障害者総合支援法の施行に伴う利用者負担の助成を受けていた人等が訪問介護等※を利用する場合、①に準じて利用者負担額が助成されます。

※上記、訪問介護等とは、訪問介護・夜間対応型訪問介護・第一号訪問事業（鹿児島市における予防型訪問介護・生活支援型訪問介護）のことです。

#### 2 訪問サービスなどの利用料助成

世帯全員が市町村民税非課税で、一定の要件を満たす生計が困難な人（生活保護受給者を除く）が、在宅で介護（介護予防）サービス（訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリ・居宅療養管理指導・通所リハビリ・短期入所療養介護・福祉用具貸与）を利用する場合、原則として利用者負担額の4分の1が助成されます。

#### 3 特別な事情による利用者負担の減免について

災害、失業などの特別な事情により、一時的に介護サービス費利用者負担の支払いが困難な場合、利用者負担の減免制度があります。詳しくは介護保険の窓口までご相談ください。

※利用者負担額の減額等を受けるには、認定証、確認証の交付を申請し、事業者に提示してください。